

## 宮崎県教育委員会が行う県統計調査等に関する宮崎県統計条例施行規則の制定について

### 1 制定の理由

県指定統計条例（以下「条例」という。）の一部改正（令和2年4月1日施行）に伴い、県指定統計調査以外の県が行う統計調査についても、公的機関等に調査票情報を提供することができることとなる。このことを受け、条例第13条の規定により各執行機関が定めることとされている調査票情報の提供を受けた者による適正管理措置等、改正条例の施行に関して必要な事項を定めるもの。

### 2 規則案の内容

知事が制定する宮崎県統計条例施行規則（以下「知事規則」という。）の規定の例によるとして、知事規則の規定を包括的に準用することとする。

### 3 知事規則の概要

#### （1）県指定統計調査であること等の明示（第3条）

県指定統計調査の報告を求める者に対し、その調査が県指定統計調査に該当することや報告義務等があることを調査票に記載するかその他の方法により明示しなければならない。

#### （2）統計調査員証（第4条）

改正条例第7条に規定する統計調査員に交付する統計調査員証の様式を定める。

#### （3）立入検査証（第5条）

改正条例第8条に規定する立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める。

#### （4）調査票情報の提供に係る手続（第6条、第7条）

改正条例第12条の規定により、調査票情報の提供を依頼する者の手続を定める。

#### （5）調査票情報の適正な管理（第8条）

改正条例第13条第1項に規定する調査票情報の提供を受けた者による適正管理措置の内容を定める。

### 4 施行期日

令和2年4月1日

宮崎県教育委員会が行う県統計調査等に関する宮崎県統計条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県教育委員会が行う県統計調査等に関する宮崎県統計条例施行規則

宮崎県統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）の規定に基づく宮崎県教育委員会が行う県統計調査等については、宮崎県統計条例施行規則（令和2年宮崎県規則第 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。